

## 自動車整備事業における外国人技能実習に関する調査内容

### 1. 目的

自動車整備職種の外国人技能実習生の受入れ及び監理の実態を把握し、協議会における自動車整備作業におけるガイドライン策定のための基礎資料とするため、全国の監理団体への電話調査及び電話調査結果より選定した監理団体、実習実施者（自動車整備工場）及び技能実習生に対して現地調査を行う。

### 2. 調査対象

#### (1) 電話調査

全国の監理団体（約 2, 300）

#### (2) 現地調査

##### (ア) 監理団体

技能実習法に基づく許可の申請を行っており（予定も含む）、かつ、自動車整備職種の外国人技能実習生の受入れを行っている監理団体のうち、当該外国人技能実習生の受入人数が大きいものから上位 5 団体。

##### (イ) 実習実施者（自動車整備工場）

(ア) の監理団体と契約している実習実施者。

※ 現地調査の対象とする実習実施者は、認証工場（道路運送車両法第 78 条にある地方運輸局長から認証を受けた事業者が経営する事業場）又は指定工場（道路運送車両法第 94 条の 2 にある地方運輸局長から指定を受けた事業者が経営する事業場）とし、可能な限り、自動車ディーラー、専業整備工場、兼業整備工場を網羅する。この条件を満たすために必要と認める場合には、(ア) にかかわらず調査対象の監理団体を上位 5 団体以外から選定することができる。

##### (ウ) 技能実習生

(イ) の実習実施者（自動車整備工場）の元で従事している技能実習生

### 3. 調査内容

- ・ 監理団体に対して、受入れ状況・受入れに際して苦慮している点・配慮点、実習実施者の選定、研修、技能実習生の相談対応等の確認を行う
- ・ 事業場及び実習生に対して、技能実習の実施状況及び作業内容を把握する
- ・ 技能実習生の実態の把握（日本語及び生活習慣の違い等） 等

#### 4. 調査フロー

調査は以下のフローに従って実施する。

